

○甲州市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（第20, 21条抜粋）

（多量排出事業者）

第20条 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者のうち規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、自ら所有し、又は占有する建築物等から排出する事業系一般廃棄物の発生の抑制、資源化及びその適正な処理に関する計画書を作成し、毎年1回市長に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、前項に規定する計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、第1項に規定する計画書及びその実施について必要があるときは、調査及び指導することができる。

4 市長は、多量排出事業者が前項の規定に基づく調査を拒み、又は指導に従わないときは、当該多量排出事業者に対して、調査の受入れ又は指導に従うよう勧告することができる。

5 市長は、多量排出事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、当該多量排出事業者が排出する事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

（事業系一般廃棄物管理責任者）

第21条 多量排出事業者は、その建築物等から排出する事業系一般廃棄物の発生の抑制、資源化及び適正な処理に関する業務を行わせるため、事業系一般廃棄物管理責任者を選任しなければならない。

2 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物管理責任者を選任又は変更したときは、市長に届け出なければならない。

○甲州市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（第5, 6, 7条抜粋）

（多量排出事業者）

第5条 条例第20条第1項に規定する多量排出事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

（1）事業系一般廃棄物を1日平均100キログラム以上排出するもの

（2）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物の所有者又は占有者

（3）大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗（前号に該当するものを除く。）の所有者又は占有者

（4）排出する事業系一般廃棄物の種類、量及び処理の方法等を勘案し、市長が前3号に掲げるものに準ずると認めるもの

（事業系一般廃棄物減量化等計画書）

第6条 多量排出事業者は、条例第20条第1項の規定により毎年1月末日までに事業系一般廃棄物減量化等計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第20条第2項の規定による変更があったときの届出は、事業系一般廃棄物減量化等変更計画書（様式第2号）による。

（事業系一般廃棄物管理責任者）

第7条 条例第21条第1項の規定により選任する事業系一般廃棄物管理責任者は、当該土地若しくは建築物の所有者又は当該土地若しくは建築物の維持管理について権限を有する者とする。

2 多量排出事業者は、条例第21条第2項の規定により事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、又は変更したときは、その選任又は変更のあった日から14日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。